

平成28年7月29日策定

平成28年11月16日修正

平成29年1月25日修正

平成28年度 農地中間管理機構活動方針

神奈川県農地中間管理機構

平成26年6月に策定した「神奈川県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、担い手への農地の集積・集約化を促進するため、平成28年度の活動方針は以下のとおりとします。

1 機構の事業推進体制及び市町等関係機関との役割分担

(1) 機構の事業推進体制

- 機構の役員に農業法人経営者を新たに1名追加することにより、農業経営のノウハウを事業の推進に生かします。
- 機構の本部職員を5名から6名に増員するとともに、現地駐在員を2名から3名に増員することで、推進体制の強化を図ります。

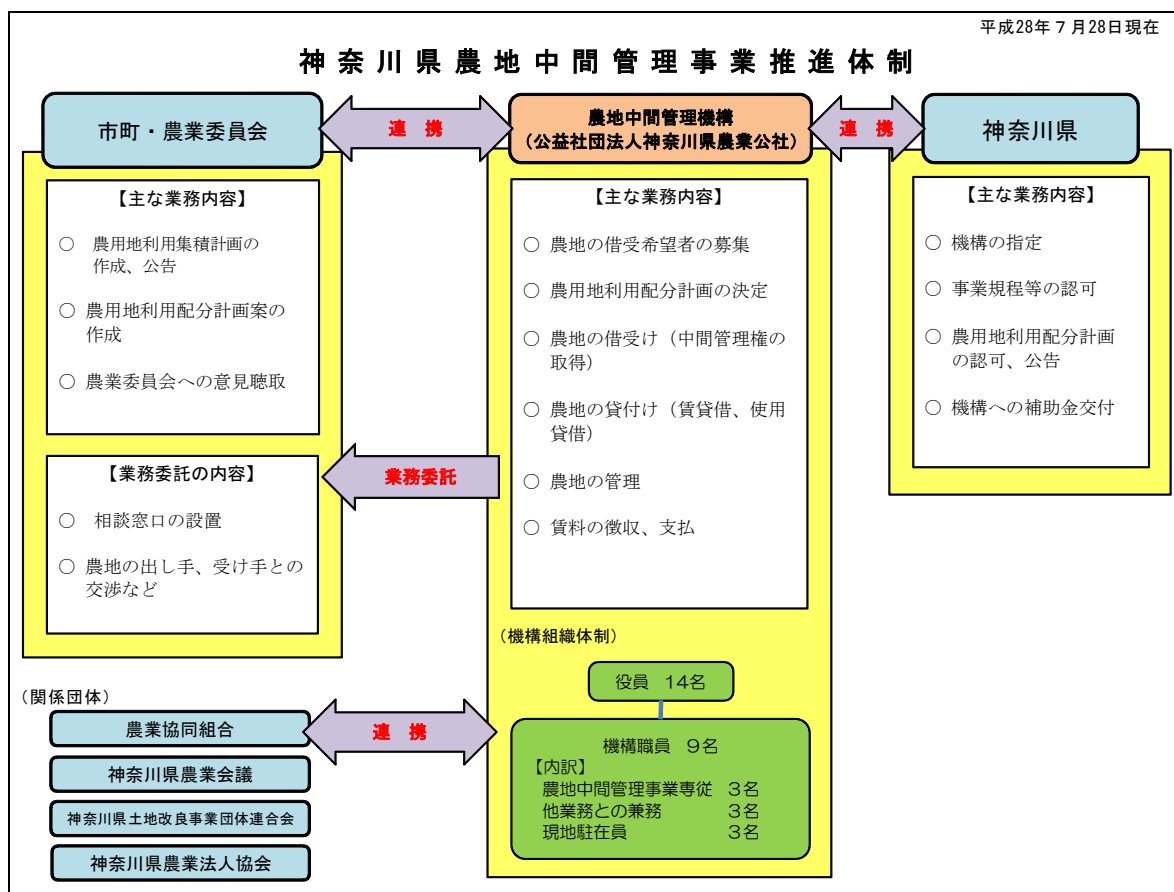
(2) 市町等関係機関との役割分担

- 市町とは、人・農地プランの見直しを進めるに当たり、連携を図りながら農地の出し手・受け手情報の収集・把握に努めるとともにさらなる掘り起こしを進めます。
- 市町及び農業協同組合とは、相談窓口や農地の出し手・受け手との交渉などの業務を委託して一体となって取り組みます。平成28年度は、平成27年度に機構から業務委託を行った秦野市・中井町・大井町・開成町・湯河原町の5市町に加えて、農地利用集積円滑化事業を実施しており農地の貸し借りのノウハウのある相模原市農業協同組合にも業務委託先を拡大します。なお、市町は、人・農地プランの話し合いの際に農地の出し手・受け手に対して、農地の借受希望者の募集の際に認定農業者等の受け手に対して、機構事業の活用についてアプローチを行います。また、農業協同組合は、農地利用集積円滑化事業のノウハウを活かし、組合員からの農地の貸し借りに関する相談対応の際に組合員に対して、機構事業の活用についてアプローチを行います。
- 農業委員会は、機構と連携を強化し、農地利用最適化推進委員が個別訪問等により農地の出し手・受け手の掘り起こしや出し手・受け手のマッチングを円滑に行えるよう、農地利用最適化推進委員に働きかけを行います。
- 神奈川県農業会議は、農地利用最適化推進委員の設置を踏まえ、積極的な事業推進が図られるよう、農業委員会を対象とした会議や研修会を開催し、機構と連携して農業委員会に働きかけを行います。
- 神奈川県土地改良事業団体連合会、各土地改良区、神奈川県農業法人協会は、機構と連携を強化し、農地の出し手・受け手情報の収集・把握に努めるとともにさらなる掘り起こしを進めます。

- 事業の重点実施区域（モデル地区）においては、県、市町、農業委員会等と役割分担を明確にしたうえで、連携を図りながら事業を推進します。なお、各市町・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチにより重点実施区域に指定している区域については、機構、市町、農業委員会、農地利用最適化推進委員、農業協同組合が連携し、人・農地プランの話し合いの場において機構の活用について働きかけを行います。また、基盤整備からのアプローチにより重点実施区域に指定している区域については、県、機構、市町、農業委員会、農地利用最適化推進委員、土地改良区が連携し、地元の説明会等において機構の活用について働きかけを行います。

(3) 市町等関係機関との連携方法

- 県とともに、市町、農業委員会、農業協同組合及び農業関係団体を対象とした地域別担当者会議を年2回程度開催するとともに、幹部級会議を年1回程度開催し、連携を図ります。
- 機構の本部職員と現地駐在員とは、毎週打合せを実施し、情報共有を図ります。
- 機構の現地駐在員と業務委託先の市町及び農業協同組合とは、毎月打合せを実施し、出し手・受け手の情報共有を図ります。
- 機構の本部職員と県とは、毎月打合せを実施し、事業の進捗状況の情報共有を図ります。



2 各地域における事業の推進方法

農地中間管理事業を所管する神奈川県環境農政局農政部農地課が農政部内の各所属、横浜川崎地区農政事務所及び各地域県政総合センター農政部と連携して、市町や農業協同組合などの取組みを支援し、関係機関が一体となり、事業の円滑な推進を図ります。

なお、28年度に県の組織再編を行い、機構担当部局と農地整備部局、農地利用調整担当部局が1つの所属となったため、これまで以上に連携して事業を推進します。

また、各地域における推進活動を担う横浜川崎地区農政事務所及び各地域県政総合センター農政部の役割は以下のとおりです。

- (1) 農地中間管理事業のPR、活用の働きかけ
農業者の集まる会議やイベント等の機会を捉えた事業説明やパンフレットの配布
- (2) 関係情報（農地の出し手・受け手等）の収集・提供等
農地の出し手・受け手等に関する情報収集及び機構への情報提供
- (3) 管内の市町、農協からの相談対応
管内の市町や農協から農地中間管理事業に関する相談があった場合の対応
- (4) 機構集積協力金の交付事務
機構集積協力金の交付事務に係る本庁や管内市町との調整等
- (5) 本庁や機構と管内市町との連絡・調整
本庁や機構が市町に協力要請等を行う場合における管内市町との連絡・調整

3 事業活用の働きかけの強化

- (1) パンフレットの改訂
 - 機構に農地を貸し出した場合の課税軽減など、機構を活用するメリットに重点を置いたパンフレットを作成・全農家へ配布し、農地の出し手へのPRを強化します。
- (2) 各種広報媒体や座談会を活用した事業周知
 - 農地の出し手・受け手に対するさらなるPRのため、日本農業新聞や全国農業新聞などの新聞広告や記事の掲載、関係機関が発行する広報誌を活用した優良事例の紹介などを行うとともに、関係機関が開催する座談会などの場や普及指導活動を活用して、事業の周知徹底を図ります。

4 他地域への事業の横展開

- (1) 事業の重点実施区域（モデル地区）について、平成27年度までに、厚木市2地区・海老名市1地区・茅ヶ崎市1地区・伊勢原市1地区・大磯町1地区・中井町2地区の合計8地区を設定しましたが、さらなる追加設定を行います。

- (2) 各種広報媒体や関係機関を集めた農地中間管理事業推進会議などにおいて優良事例を紹介することにより、他地域への事業の横展開を図ります。

5 事業の手続きの見直し

(1) 農地の借受希望者の募集時期の変更

- 農地の借受希望者の募集については、平成27年度までは、9月と12月に実施していましたが、平成28年度は、担い手が応募しやすいように、募集時期を6月と12月に変更します。

(2) 物納の取扱い

- 農地の賃借料については、金銭だけではなく、物納についても対応します。

6 平成28年度の農地の集積目標

- (1) 農地の借入面積 150ha
 (2) 農地の貸付面積 105ha
 (3) 農地の管理面積 45ha

【参考】農地の集積目標

平成26年6月に「神奈川県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」を策定し、概ね10年後（平成35年度）までに、担い手への農地の集積率を19%から28%に引き上げる目標を設定しています。

面積ベースでは、約1,450ha（3,782→5,230ha）の集積を目標としており、単純平均で年間150ha程度の事業の推進が求められています。

	現在 (平成24年度)	概ね10年後 (平成35年度)
耕地面積①	20,100ha	19,000ha
うち担い手が利用する面積②	3,782ha	5,230ha
②/①	19%	28%